

# きずな通信き

2020.10月 No.186



橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな  
([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))

## 〈新型コロナウイルス対策を踏まえた当事務所の対応について〉

今年も残り3か月となりました。県内における新型コロナウイルス感染者の状況がひとまず落ち着きをみせていますが、今後はインフルエンザとともにコロナのさらなる感染拡大に引き続き注意していかなければなりません。よって、当事務所において新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐとともに、事業所様および従業員の皆様の安全を確保するため、当面の間、事業所様への訪問を自粛させて頂くこととしました。なお緊急時及びどうしても対面での対応が必要な場合は出向きますので、ご安心下さい。通常書類の受渡等は郵送、メール、FAXで行わせていただきます。事業所様にはご不便をおかけいたしますがご理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 労働保険料第2期分の納付書をお送りします。



第2期分の納期限は10月30日(金)となっておりますので、納期限までの納付をどうぞよろしくお願いいたします。

- 最低賃金が改定されました。

宮崎県の最低賃金が、令和元年10月3日(土)から1時間あたり**793円**となりました。なお、特定(産業別)最低賃金については現在審議中のため、決定次第お知らせいたします。

- \* 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に適用されます。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- \* 最低賃金には次の賃金は含まれません。
  - (1) 賞与等の臨時の賃金
  - (2) 時間外労働等の割増賃金
  - (3) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 雇用保険の失業給付の給付制限期間は変更されました。(10月1日以降退職日の方)

これまでは自己都合・懲戒解雇で離職した場合は、待期間の満了後は3ヶ月の給付制限期間(待期間と共に失業等給付が受給できない期間)が設けられていましたが、この給付制限期間が2ヶ月(5年間のうち2回までは)になります。ただし、懲戒解雇の場合はこれまでと変わりません。

- 社会保険料の変更案内

・令和2年9月分保険料(10月納付分)より厚生年金の標準報酬月額の上限が引き上げられました。

\* 標準報酬月額 620,000 → 650,000

・本年度の社会保険料の算定の決定通知書が届いています。10月支給分の給与より保険料が変更になります。順次、担当者より保険料のお知らせをさせていただきますので、ご確認お願い致します。ご不明な点等ございましたら担当までお問合せ下さい。